

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】2
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】3

- ◇ 市選挙管理委員会
- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】4
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）の期日等【行政委員会事務局選挙課】6
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における選挙長及びその職務を代理すべき者【行政委員会事務局選挙課】7
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における選挙長の事務を行う場所【行政委員会事務局選挙課】8
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における選挙会の場所及び日時【行政委員会事務局選挙課】9
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における繰上投票を行う地域及び期日【行政委員会事務局選挙課】10
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における開票事務【行政委員会事務局選挙課】11
- 北九州市長選挙及び北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における投票及び開票の順序【行政委員会事務局選挙課】12
- 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における選挙運動に関する支出金額の制限額【行政委員会事務局選挙課】13

北九州市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成31年1月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1162	浅川台24号線	前	八幡西区浅川台二丁目851番1から 八幡西区浅川台二丁目851番1まで	6.7 ～ 6.8	49.0
		後	八幡西区浅川台二丁目853番65地先から 八幡西区浅川台二丁目853番74地先まで	6.9 ～ 7.0	

北九州市告示第 17 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 31 年 1 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
1162	浅川台 2 4 号線	八幡西区浅川台二丁目 8 53 番 65 地先から 八幡西区浅川台二丁目 8 53 番 74 地先まで	平成 31 年 1 月 18 日

北九州市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成31年1月17日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,025人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万153人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,256人

小倉北区 5万847人

小倉南区 5万8,687人

若松区 2万3,134人

八幡東区 1万9,101人

八幡西区 7万573人

戸畑区 1万6,477人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置
協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万3,537人

北九州市選挙管理委員会告示第14号

北九州市長選挙と同時に北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）を、次のように行う。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

- 1 選挙の期日 平成31年1月27日
- 2 選挙すべき議員の数 1人

北九州市選挙管理委員会告示第15号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のように選任する。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

選挙長		同左の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
北九州市小倉北区 赤坂二丁目18番 33-302号	花田 慶一郎	北九州市門司区 東新町二丁目3番3 7-602号	中島 尚

北九州市選挙管理委員会告示第16号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
における選挙長の事務を行う場所を、次のように定める。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

- 1 選挙長の事務（立候補届の受付を除く。）を行う場所
北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎内
小倉北区選挙管理委員会事務局
- 2 立候補届の受付を行う場所
北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎7階702会議室

北九州市選挙管理委員会告示第17号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
における選挙会の場所及び日時を、次のように定める。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

- 1 場所 北九州市小倉北区三郎丸三丁目4番1号
小倉北体育館
- 2 日時 平成31年1月27日 午後9時15分

北九州市選挙管理委員会告示第18号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
における繰上投票を行う地域及びその期日を、次のように定める。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

- 1 繰上投票を行う地域 小倉北区第14投票区
- 2 繰上投票を行う期日 平成31年1月25日

北九州市選挙管理委員会告示第19号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
の開票事務は、選挙会事務に併せて行う。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

北九州市選挙管理委員会告示第20号

平成31年1月27日執行の北九州市長選挙及び北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における投票及び開票の順序を、次のように定める。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 北九州市長選挙
 - (2) 北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）
- 2 北九州市長選挙と北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）の開票は、同時に行うものとする。

北九州市選挙管理委員会告示第21号

平成31年1月27日執行の北九州市議会議員補欠選挙（小倉北区選挙区）における候補者1人につき支出することができる選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成31年1月18日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日 高 義 隆

制限額 576万6,300円